

# 結婚機運醸成事業補助金 募集要領

令和5年5月  
福井県地域戦略部県民活躍課

## 1 目的

県内式場等が挙式・披露宴等の開催につなげるために実施するイベントや広報等の事業を支援することにより、結婚の機運醸成を図ることを目的とします。

## 2 補助対象者

福井県内で結婚式場業等を営む事業者（※）もしくは福井県内で結婚式場業等を営む事業者が所属している団体とします。ただし、以下のいずれかに該当する者は、補助の対象とはなりません。

（※）自社が所有する会場において、挙式および披露宴の開催実績がある事業者

- （1）法令遵守上の問題を抱えている者
- （2）代表者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者
- （4）宗教活動または政治活動を目的とする者
- （5）県税に滞納がある者

## 3 補助対象事業

対象となる事業は次に掲げるものとします。

- （1）結婚の機運醸成や挙式・披露宴等の開催増に向けた広報・情報発信
- （2）結婚の機運醸成や挙式・披露宴等の開催増に向けたイベント
- （3）高校生や大学生等を対象とした結婚式体験やライフデザインセミナー等
- （4）その他、県内の結婚機運醸成のために事業者が取り組む新規事業

※複数の事業実施も可能とします。

## 4 補助対象経費

事業の実施に必要な経費のうち、別表1に定める経費とします。

## 5 補助率および補助限度額

補助率 1/2

補助限度額 1,000千円

## 6 補助対象期間（事業実施期間）

交付決定の日から令和6年3月15日まで

※契約、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きを上記期間内に実施する必要があります。

※交付決定前に着手した事業については、補助対象外となります。

## 7 予算額

24,000千円

※補助金は予算の範囲内で交付します。

※予算の上限に達し次第、募集を終了します。

## 8 募集期間

令和5年5月15日（月）～令和5年11月30日（木）

## 9 応募方法・提出書類

所定の提出書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールまたは紙ベースで1部、提出してください。なお、必要に応じ、補足資料を提出いただくことも可能です。

### 【提出先】

福井県地域戦略部県民活躍課縁結び応援グループ

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

e-mail kenkatsu@pref.fukui.lg.jp

### 【提出書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- (3) 経費内訳書（様式第1号の別紙2）
- (4) 収支予算書抄本（様式第1号の別紙3）
- (5) 誓約書
- (6) 県税の納税状況の確認に関する同意書
- (6) 積算金額の根拠資料（見積書、選定理由書等）
- (7) 会社・団体の概要がわかる資料（パンフレット等）

## 10 交付申請後の手続き

### (1) 交付決定

交付申請書等を受理した後、内容を審査の上、交付を決定した場合、交付決定通知を発送します。交付決定後、事業に着手してください。

### (2) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を

経過した日または令和6年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

### (3) 補助金の支払

実績報告書を受理した後、補助事業者の事業所（現地）において検査を行い、補助金額を確定し、支払います。

## 11 主な留意事項

- (1) 事業実施に係る書類は、事業終了後は5年間保存してください。
- (2) 県のホームページ等で事業成果を公表する場合があります。
- (3) 令和5年度に県が実施する結婚機運醸成に係る広報への協力をお願いします。

### (別表1)

科目	補助対象の例
謝金	・デザイナーや出演者、講師への謝金 等
旅費	・デザイナーや出演者、講師への交通費 等
需用費	・消耗品、印刷製本費 等
役務費	・通信運搬費（切手など本事業のために使用したことが分かる場合に限る） ・イベント等開催時の保険料 ・広告料
委託料	・事業の一部を委託する経費
使用料および賃借料	・会場使用料 ・衣装・イベント機器賃借料 等
備品購入費	3（4）の事業実施にあたり必要となるもの

### 【主な対象外経費】

- ・報酬や給料等の人件費
- ・経常的な維持管理に係る経費
- ・商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・事業計画書等の作成および送付に係る費用
- ・公租公課（消費税および地方消費税等）
- ・補助事業に要したことが明確にできない経費（コピー代、ガソリン代、電話代等）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、タブレット端末等）の購入費
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費